

○上市町奨学資金の支給及び貸与に関する条例施行規則

平成28年3月18日

(平31規則10・題名改正)

規則第3号

改正 平成28年6月1日規則第20号

平成31年3月28日規則第10号

上市町奨学資金給与規則（昭和31年上市町規則第1号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、上市町奨学資金の支給及び貸与に関する条例（昭和31年上市町条例第18号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（平31規則10・一部改正）

（支給又は貸与の申請の方法）

第2条 条例第6条の規定による申請は、町長が指定する日までに、上市町奨学資金（支給・貸与）申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて提出する方法による。

- (1) 推薦書（様式第2号）
- (2) 学業の成績を証する書類
- (3) 本人の世帯及びその保護者の世帯に属する者の住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により町の住民基本台帳に記録されていない者（次号及び第5号において「町外者」という。）に限る。）
- (4) 本人及びその保護者の町税納税証明書（町外者に限る。）
- (5) 本人の世帯及びその保護者の世帯に属する者の所得を証明する書類（町外者に限る。）
- (6) 同意書（様式第3号）（本人の世帯又はその保護者の世帯に属する者のいずれかが住民基本台帳法の規定により町の住民基本台帳に記録されている場合に限る。）

（平31規則10・一部改正）

（保証人の要件等）

第3条 条例第7条第1項の保証人は、前条第1項の申請をする者と連帯して債務を負担する能力を有する者とする。

- 2 前項の保証人には、同項の申請をする者と生計を別にし、かつ、県内に住所を有する者を含めるものとする。ただし、町長が特別な事情があると認める場合は、この限りでない。
- 3 奨学資金の貸与を受けている者は、保証人のいずれかが欠けたときは、別の保証人を立てなければならない。

（平31規則10・一部改正）

（支給又は貸与の可否の決定の通知等）

第4条 町長は、奨学資金の支給又は貸与の可否を決定したときは、上市町奨学資金（支給・貸与）（決定・不決定）通知書（様式第4号）により、第2条第1項の申請をした者（以下「申請者」という。）にその結果を通知するものとする。

2 前項の規定による奨学資金の貸与を決定した旨の通知を受けた申請者は、速やかに次に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

(1) 誓約書（様式第5号）（申請者と保証人が連署しているものに限る。）

(2) 保証人の印鑑登録証明書及び所得を証明する書類

（平31規則10・一部改正）

（学業の成績を証する書類の提出）

第5条 奨学資金の支給又は貸与を受けている者は、毎年度、町長が指定する日までに、当該年度の学業の成績を証する書類を町長に提出しなければならない。ただし、当該書類を当該指定する日までに提出することができない特別の事情がある場合は、その旨を町長に報告し、その指示を受けなければならない。

（平31規則10・一部改正）

（支給又は貸与の決定の取消しの通知）

第6条 町長は、条例第9条の規定により奨学資金の支給又は貸与の決定を取り消した場合は、上市町奨学資金（支給・貸与）決定取消通知書（様式第6号）により、当該奨学資金の支給又は貸与の決定を受けた者に通知するものとする。

（平31規則10・追加）

（借用証書の提出）

第7条 条例第8条の奨学資金の貸与の決定を受けた者は、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合は、直ちに上市町奨学資金借用証書（様式第7号）を町長に提出しなければならない。

(1) 大学を卒業した場合

(2) 前条の規定による奨学資金の貸与の決定の取消しの通知を受けた場合

2 保証人は、奨学資金の貸与を受けている者が死亡した場合は、直ちに上市町奨学資金借用証書（様式第7号）を町長に提出するものとする。

（平31規則10・旧6条一部改正し繰下）

（返還）

第8条 奨学資金の貸与を受けた者は、大学を卒業した日の属する月の翌月1日から起算して1年を経過した日後15年以内に、当該貸与を受けた奨学資金の全額を半年賦の均等払により返還しなければならない。ただし、奨学資金の貸与を受けた者は、当該貸与を受けた奨学資金の全部又は一部をいつでも繰り上げて返還することができる。

2 前項本文の規定による返還は、7月及び翌年1月に行うものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、第6条の規定による奨学資金の貸与の決定の取消しの通知を受けた者は、町長が別に指示する方法により奨学資金の全額を返還しなければならない。

(平31規則10・旧7条一部改正し繰下)

(返還の猶予の申請等)

第9条 条例第12条の規定による奨学資金の返還の猶予を受けようとする者は、上市町奨学資金返還猶予申請書(様式第8号)に同条各号に掲げる事由のいずれかに該当することを証する書類を添えて、町長に申請しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があつた場合において、当該奨学資金の返還の猶予の可否を決定したときは、上市町奨学資金返還猶予(決定・不決定)通知書(様式第9号)により当該申請をした者にその結果を通知するものとする。

(平31規則10・旧8条一部改正し繰下)

(返還の免除の申請等)

第10条 条例第13条第1項の規定による奨学資金の返還の免除を受けようとする者は、上市町奨学資金返還免除申請書(様式第10号)に同項に規定する事由に該当することを証する書類を添えて、町長に申請しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があつた場合において、当該奨学資金の返還の免除の可否を決定したときは、上市町奨学資金返還免除(決定・不決定)通知書(様式第11号)により当該申請をした者にその結果を通知するものとする。

(平31規則10・旧9条一部改正し繰下)

(返還の特別免除の申請等)

第11条 奨学資金の貸与を受けた者は、次に掲げる要件の全てを満たす場合は、条例第13条第2項の規定による返還の免除(以下「返還特別免除」という。)を町長に申請することができる。

- (1) 返還特別免除の申請の日において、引き続き1年以上、住民基本台帳法の規定により町の住民基本台帳に記録されていること。
- (2) 町税を滞納していないこと。
- (3) 就業していること。
- (4) 奨学資金の返還を怠っていないこと(奨学資金の返還の期日が到来している場合に限る。)

2 前項の規定による申請は、毎年度6月末日までに、上市町奨学資金返還特別免除申請書(様式第12号)に次に掲げる書類を添えて提出する方法によるものとする。

- (1) 町税納税証明書
- (2) 就業していることを証する書類

3 町長は、第1項の規定による申請があつた場合において、返還特別免除の可否を決定したときは、上市町奨学資金返還特別免除(決定・不決定)通知書(様式第13号)により当該申請をした

者にその結果を通知するものとする。

- 4 返還特別免除の額は、第1項の規定による申請があった日の属する年度に返還すべき奨学資金の額に100分の50を乗じて得た額と奨学資金の全額に100分の5を乗じて得た額のいずれか低い額とする。
- 5 第1項の規定による返還特別免除の申請の回数は、1年度につき1回限りとする。

(平31規則10・旧10条一部改正し繰下)

(届出)

第12条 奨学資金の支給又は貸与を受けている者は、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当した場合は、直ちに上市町奨学資金変更届出書(様式第14号)をもって町長に届け出なければならない。ただし、当該奨学資金の支給又は貸与を受けている者が心身の故障その他やむを得ない理由により自ら届出をすることができないときは、その保護者又は保証人が届け出るものとする。

- (1) 奨学資金の支給若しくは貸与を受けている者又はその保証人の氏名、住所、職業その他重要な事項に変更があった場合
- (2) 休学し、復学し、転学し、又は退学した場合
- (3) 心身の故障により修学を継続することが困難になった場合
- (4) 奨学資金の支給又は貸与を中止する場合

2 前項本文の規定による届出であって、同項第1号から第3号までに掲げる事由のいずれかに該当するものについては、当該届出の際に当該事由に該当することを証する書類を添付しなければならない。

3 奨学資金の貸与を受けた者で奨学資金の返還を完了していないものは、第1項第1号に規定する事由に該当した場合は、直ちに上市町奨学資金変更届出書(様式第14号)をもって町長に届け出なければならない。

4 奨学資金の支給若しくは貸与を受けている者又は奨学資金の貸与を受けた者の保護者又は保証人は、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当した場合は、直ちに死亡届出書(様式第15号)をもって町長に届け出るものとする。

- (1) 当該奨学資金の支給又は貸与を受けている者が死亡した場合
- (2) 当該奨学資金の貸与を受けた者が当該奨学資金の返還を完了する前に死亡した場合

5 前項の場合において、同項各号に規定する死亡した者が町外に本籍があるときは、同項の規定による届出の際に除籍抄本を添付しなければならない。

(平31規則10・旧11条一部改正し繰下)

(補則)

第13条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

(平31規則10・旧12条一部改正し繰下)

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年6月1日規則第20号）

この規則は、公表の日から施行する。

附 則（平成31年3月28日規則第10号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

上市町長 宛て

上市町奨学資金（支給・貸与）申請書

上市町奨学資金の（支給・貸与）を受けたいので、上市町奨学資金の支給及び貸与に関する条例第6条の規定により、次のとおり申請します。

申請者	フリガナ		性別	男・女		
	氏名	印	生年月日	年	月	日 (歳)
	住所	〒	電話番号			
	在学する学校等名		学部			
			学科			
	学校等の所在地		学年	年	修学期間	年
	授業料の減免	有・無				
	他の奨学金の受給状況	有・無 有の場合(奨学金の名称)		支給・貸与)		
他の奨学金の出願状況	有・無 有の場合(奨学金の名称)		支給・貸与)			
保護者	フリガナ		続柄			
	氏名		生年月日	年	月	日 (歳)
	住所	〒	電話番号			
	職業	(勤務先)				
同意書	<p>※ 同意書は、奨学資金の貸与の申請の場合であって、当該申請をする者が未成年者（婚姻している者を除く。）であるときに記載してください。</p> <p>申請者が上市町奨学資金の貸与を受けるため、本申請をすることに同意します。</p> <p style="text-align: right;">保護者氏名（自署） _____</p>					

(裏面に続く)

保護者以外の家族の状況	氏名	続柄	生年月日	職業及び勤務先(学校等名)	所得金額
					円
					円
					円
					円
					円
					円
奨学資金を希望する理由(学修意欲、家族事情等)					
備考					
記入上の注意	<p>1 標題の申請の区分(支給・貸与)のいずれかを選択し、該当の項目を○で囲んでください。</p> <p>2 保護者とは、申請者が未成年の場合にあっては親権を行う者又は未成年後見人を、申請者が成年の場合にあっては父若しくは母又はこれらに代わる者をいいます。</p> <p>3 勤務先は、「〇〇会社△△係」と具体的に記入してください。</p> <p>4 所得金額は、所得を証明する書類から転記してください。</p> <p>5 上市町奨学資金の支給及び貸与に関する条例第3条第1号から第3号までに掲げる要件のいずれかを満たさない場合であって、やむを得ない特別な事情があるときは、その内容を備考欄に記載してください。</p>				

様式第2号（第2条関係）

年 月 日

上市町長 宛て

(学校等の長)

学校等の名称

氏名

印

推薦書

次の者は、品行方正で、修学意欲があり、かつ、勉学に励んでいることを認め、ここに推薦いたします。

推薦の対象となる者	フリガナ		性別	男・女		
	氏名		生年月日	年 月 日 (歳)		
	在 学 校 等 (卒業校)		学 部			
			学 科			
	学 校 等 の 所 在 地		学 年	年	修 学 期 間	年
	進 学 校 等		学 部			
			学 科			
学 校 等 の 所 在 地		学 年	年	修 学 期 間	年	
人物所見						
推薦特記事項						

記入上の注意

- 1 推薦の対象となる者が品行方正で、修学意欲があり、かつ、勉学に励んでいると認められる場合は、推薦書の記入をお願いします。なお、当該者が卒業生の場合は、卒業時点の状況で判断していただきますようお願いします。
- 2 推薦いただきました者（卒業生の場合を除く。）に対し上市町奨学資金を支給し、又は貸与することとなった場合は、当該者の在籍状況を確認させていただくことがありますので、ご協力をお願いします。

上市町長 宛て

同意書

次の者は、上市町長が上市町奨学資金の支給又は貸与の審査に必要な範囲において、地方税関係情報を取得することについて同意します。

なお、本書の複写は無効であり、本書に記載のある事務処理に限り同意することを申し添えます。

同意者	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	年 月 日
	住所	
同意者	申請者との続柄	
	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	年 月 日
同意者	住所	
	申請者との続柄	
	フリガナ	
	氏名	
同意者	生年月日	年 月 日
	住所	
	申請者との続柄	
	フリガナ	
同意者	氏名	
	生年月日	年 月 日
	住所	
	申請者との続柄	
同意者	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	年 月 日
	住所	

備考

- 1 申請者の世帯又はその保護者の世帯に属する者のうち、住民基本台帳法の規定により町の住民基本台帳に記録されているもの（18歳未満の者で課税所得のない者を除く。）が自ら署名をしてください。
- 2 代理人が同意書に署名する場合は、本人からの委任状が必要となります。
- 3 同意が必要な者の数が署名欄より多い場合は、欄外に記載して差し支えありません。

様式第4号（第4条関係）

住所
氏名

上市町奨学資金（支給・貸与）（決定・不決定）通知書

年 月 日付けで申請のあった上市町奨学資金の（支給・貸与）について、下記の（とおり決定・理由により不決定と）したので、上市町奨学資金の支給及び貸与に関する条例施行規則第4条第1項の規定により通知します。

年 月 日

上市町長 印

記

<決定の場合>

奨学資金の額	月額	円
支給・貸与期間	年 月から	年 月まで

<不決定の場合>

（不決定の理由）

（教示文）

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、上市町長に対して審査請求をすることができます。

様式第5号（第4条関係）

年 月 日

上市町長 宛て

誓約書

私は、上市町奨学資金の貸与を受けるに当たり、上市町奨学資金の支給及び貸与に関する条例及び上市町奨学資金の支給及び貸与に関する条例施行規則の規定を遵守し、誠実に義務を履行することを保証人と連署して誓約します。

申請者	フリガナ		生年月日	年	月	日
	氏名	印		(歳)		
	住所	〒	電話番号			
保証人	フリガナ		生年月日	年	月	日
	氏名	印		(歳)		
	住所	〒	電話番号			
	職業	(勤務先)	本人との関係			
保証人	フリガナ		生年月日	年	月	日
	氏名	印		(歳)		
	住所	〒	電話番号			
	職業	(勤務先)	本人との関係			

記入上の注意

- 1 申請者及び保証人は、必ず自署してください。
- 2 保証人は2人必要です。
- 3 保証人は、実印を押印してください。

様式第6号（第6条関係）

年 月 日

様

上市町長 印

上市町奨学資金（支給・貸与）決定取消通知書

上市町奨学資金の支給及び貸与に関する条例第9条の規定により、次の理由により上市町奨学資金の（支給・貸与）の決定を取り消しましたので通知します。

<取消しの理由>

（教示文）

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、上市町長に対して審査請求をすることができます。

様式第7号（第7条関係）

（表）

年 月 日

上市町長 宛て

住所

氏名

印

上市町奨学資金借用証書

私は、上市町奨学資金の貸与を受けましたので、上市町奨学資金の支給及び貸与に関する条例及び上市町奨学資金の支給及び貸与に関する条例施行規則の規定により、次のとおり返還します。

借用金額	金	百万	十万	万	千	百	十	一	円也
返還年数	年								
返還期間	年 月から 年 月まで（計 回）								

備考

- 1 本人は、必ず自署してください。
- 2 印紙税は、租税特別措置法第91条の3第2項の規定により非課税となります。

(裏)

奨学資金の返還明細書

年数	年度	7月返済額	1月返済額	年度返還額計	累計返還額計
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
合計					

様式第8号(第9条関係)

年 月 日

上市町長 宛て

(申請者)

住所

氏名

印

上市町奨学資金返還猶予申請書

上市町奨学資金の返還の猶予を受けたいので、上市町奨学資金の支給及び貸与に関する条例施行規則第9条第1項の規定により、次のとおり申請します。

1 奨学資金の返還の状況

(1) 奨学資金の貸与を受けた額

_____円

(2) 奨学資金を返還した額

_____円

(3) 奨学資金の未返還額(1)-(2)

_____円

2 返還の猶予を受けようとする期間

_____年 月から _____年 月まで

3 返還の猶予を受けようとする事由

(1) 上市町奨学資金の支給及び貸与に関する条例第12条第 _____号に該当

(2) 具体的な内容

4 添付書類

上市町奨学資金の支給及び貸与に関する条例第12条各号に掲げる事由のいずれかに該当することを証する書類

様式第9号（第9条関係）

住所
氏名

上市町奨学資金返還猶予（決定・不決定）通知書

年 月 日付けで申請のあった上市町奨学資金の返還の猶予について、
下記の（とおり決定・理由により不決定と）したので、上市町奨学資金の支給及び
貸与に関する条例施行規則第9条第2項の規定により通知します。

年 月 日

上市町長 印

記

<決定の場合>

奨学資金の未返還額	円
返還の猶予の期間	年 月から 年 月まで

<不決定の場合>

（不決定の理由）

（教示文）

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算
して3か月以内に、上市町長に対して審査請求をすることができます。

様式第10号（第10条関係）

年 月 日

上市町長 宛て

（申請者）

住所

氏名

印

上市町奨学資金返還免除申請書

上市町奨学資金の返還の免除を受けたいので、上市町奨学資金の支給及び貸与に関する条例施行規則第10条第1項の規定により、次のとおり申請します。

- 1 奨学資金の返還の免除を受けようとする額

_____ 円

- 2 奨学資金の返還の状況

- (1) 奨学資金の貸与を受けた額

_____ 円

- (2) 奨学資金を返還した額

_____ 円

- (3) 奨学資金の未返還額 ((1)-(2))

_____ 円

- 3 返還の免除を受けようとする事由

- 4 添付書類

上市町奨学資金の支給及び貸与に関する条例第13条第1項に規定する事由に該当することを証する書類

様式第11号（第10条関係）

住所
氏名

上市町奨学資金返還免除（決定・不決定）通知書

年 月 日付けで申請のあった上市町奨学資金の返還の免除について、
下記の（とおり決定・理由により不決定と）したので、上市町奨学資金の支給及び
貸与に関する条例施行規則第10条第2項の規定により通知します。

年 月 日

上市町長 印

記

<決定の場合>

奨学資金の返還の免除額	円
-------------	---

<不決定の場合>

（不決定の理由）

（教示文）

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算
して3か月以内に、上市町長に対して審査請求をすることができます。

様式第12号（第11条関係）

年 月 日

上市町長 宛て

（申請者）

住所

氏名

印

上市町奨学資金返還特別免除申請書

上市町奨学資金の返還特別免除を受けたいので、上市町奨学資金の支給及び貸与に関する条例施行規則第11条第1項の規定により、次のとおり申請します。

- 1 本年度において返還すべき奨学資金の額

_____ 円（うち既に返還した額 _____ 円）

- 2 添付書類

- (1) 町税納税証明書
- (2) 就業していることを証する書類

様式第13号（第11条関係）

住所
氏名

上市町奨学資金返還特別免除（決定・不決定）通知書

年 月 日付けで申請のあった上市町奨学資金の返還特別免除について、下記の（とおりの決定・理由により不決定と）したので、上市町奨学資金の支給及び貸与に関する条例施行規則第11条第3項の規定により通知します。

年 月 日

上市町長 印

記

<決定の場合>

本年度における 奨学資金の返還特別免除額	円
備 考	

<不決定の場合>

（不決定の理由）

（教示文）

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、上市町長に対して審査請求をすることができます。

様式第14号 (第12条関係)

年 月 日

上市町長 宛て

(届出者)

住所

氏名

印

上市町奨学資金変更届出書

上市町奨学資金の支給及び貸与に関する条例施行規則第12条(第1項・第3項)の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

届出事由	1 奨学資金の支給若しくは貸与を受けている者又はその保証人の氏名、住所、職業その他重要な事項に変更があった場合 2 休学し、復学し、転学し、又は退学した場合 3 心身の故障により修学を継続することが困難になった場合 4 奨学資金の支給又は貸与を中止する場合
届出事由が生じた具体的な内容	
変更年月日	年 月 日

備考 届出事由の欄は、該当する番号を○で囲んでください。

様式第15号（第12条関係）

年 月 日

上市町長 宛て

（届出者）

住所

氏名

印

死亡届出書

上市町奨学資金の支給及び貸与に関する条例施行規則第12条第4項の規定により、
下記のとおり届け出ます。

記

届出事由	1 当該奨学資金の支給又は貸与を受けている者が死亡した場合 2 当該奨学資金の貸与を受けた者が当該奨学資金の返還を完了する前に死亡した場合
死亡年月日	年 月 日

備考 届出事由の欄は、該当する番号を○で囲んでください。

様式第1号（第2条関係）

（平31規則10・全部改正）

様式第2号（第2条関係）

（平31規則10・全部改正）

様式第3号（第2条関係）

（平31規則10・全部改正）

様式第4号（第4条関係）

（平28規則20・一部改正、平31規則10・全部改正）

様式第5号（第4条関係）

（平31規則10・全部改正）

様式第6号（第6条関係）

（平31規則10・全部改正）

様式第7号（第7条関係）

（平31規則10・全部改正）

様式第8号（第9条関係）

（平31規則10・全部改正）

様式第9号（第9条関係）

（平31規則10・全部改正）

様式第10号（第10条関係）

（平31規則10・全部改正）

様式第11号（第10条関係）

（平31規則10・全部改正）

様式第12号（第11条関係）

（平31規則10・追加）

様式第13号（第11条関係）

（平31規則10・追加）

様式第14号（第12条関係）

（平31規則10・追加）

様式第15号（第12条関係）

（平31規則10・追加）